

令和8年

6月号

バンバだより

馬場通り交番 634-9296

宇都宮中央警察署 623-0110

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

不法滞在・不法就労防止

にご協力ください!

不法就労とは?



- 不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと。
- 働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと。



外国人を雇用するときは、
パスポート、在留カード
等で「在留資格」の確認を!



罰則の適用

働くことを認められていない外国人を雇った人や
不法入国を手助けした人たちに対する罰則が今後強
化される予定です。

事業活動に関し、外国人に不法就労活動
をさせた者（入管法第73条の2）

3年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する

退去強制を免れさせる目的で、不法入国者
又は不法上陸者にかくまう等の行為をした
場合（入管法第74条の8）

3年以下の拘禁刑
又は
300万円以下の罰金
に処する